



熊本県公報

第13557号
令和8年(2026年)
7月31日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○生活保護法における指定介護機関の変更	(社会福祉課) 1
○生活保護法における指定介護機関の廃止	(〃) 2
○生活保護法における指定介護機関の休止	(〃) 2
○指定自立支援医療機関(精神通院医療)の更新	(障がい者支援課) 3
○令和8年度定期種畜検査報告	(畜産課) 3
○生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止	(社会福祉課) 5
○生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の変更	(〃) 6
○生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の指定	(〃) 6
公 告	
○農用地利用集積等促進計画の認可	(担い手支援課) 7
○長洲港土砂処分場整備事業環境影響評価書の縦覧	(港湾課) 7
○公共測量の実施	(監理課) 7
○肥料登録	(農業技術課) 8
○公共測量の実施	(監理課) 8
○土地改良区の役員の選任等	(農村計画課) 8
○県営土地改良事業の工事完了	(〃) 8
○「(仮称)都市高速鉄道阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備事業 環境影響評価準備書」に係る公聴会の開催	(環境保全課) 9
○県営土地改良事業の工事完了	(農村計画課) 14
○道路の位置の指定	(建築課) 14
○公共測量の実施	(監理課) 14
○公共測量の実施	(〃) 14
登 載 依 頼	
○令和8年度(2026年度)鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催	(鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会) 14

告 示

熊本県告示第570号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項及び第6項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和8年(2026年)7月31日

熊本県知事 木 村 敬

指定介護機関変更

事業の種類	事業者の名称及び開設者	主たる事務所の所在地	事業所名称	事業所所在地	変更事項		変更年月日
					旧	新	
介護予防支援	社会福祉法人宇城市社会福祉協議会 会長 野田 眞	宇城市松橋町大野85	宇城市地域包括支援センター	宇城市松橋町豊福1786番地	事業所所在地		平成31年(2019年)4月1日
					宇城市不知火町高良2273番地1	宇城市松橋町豊福1786番地	
福祉用具貸与	株式会社ミタカ	上益城郡嘉島町大字上仲間850番地2	株式会社ミタカ 天草営業所	天草市楠浦町字新田10263番4	事業所所在地		令和4年(2022年)6月1日
					天草市本渡町本渡2576-1	天草市楠浦町字新田10263番4	

訪問介護 介護予防訪問介護	株式会社ヒューマンケア プロッサムズ 代表取締役 橋部昌浩	熊本南若葉一丁目33番 16号	プロッサムやつしろ	八代市郡築四番 町101-4	事業所所在地		令和4年(20 22年)10月 1日
					八代市鶴町下 有佐162- 5	八代市郡築四 番町101- 4	
訪問看護 介護予防訪問看護	そらにあす株式会社	上益城郡益城町の城1	あまてらす訪問看護 ステーション プラ ス	菊池郡菊陽町久 保田2885- 6 ありえずエイト B	事業所所在地		令和6年(20 24年)5月1 日
					菊池郡菊陽町 津久社217 2-19	菊池郡菊陽町 久保田288 5-6 ありえずエイト B	
福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸 与	株式会社福真 代表取締役 小川 秀一	大分県大分市森原一丁目 3番33号グリーンパー クオシハラ102号	福祉用具事業所 福 真	上益城郡益城町 馬水611 ロ イヤルローポ 102	事業所所在地		令和7年(20 25年)5月1 日
					上益城郡益城 町新富652 サンリッチT -D棟	上益城郡益城 町馬水611 ロイヤルロー ポB102	
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管 理指導	有明会社不知火メディ クス 代表取締役 藤瀬 圭一 郎	玉名郡南関町上長田63 8-5	有明会社不知火メ ディクス松林堂薬局	玉名郡南関町上 長田664-1	事業所所在地		令和7年(20 25年)6月1 日
					玉名郡南関町 上長田638 -5	玉名郡南関町 上長田664 -1	
福祉用具貸与	株式会社シラサギ 代表取締役 片山 大嗣	八代市北の丸町3番地5 0	福祉用具シラサギ	八代市北の丸町 3番地50	事業所名称		令和7年(20 25年)8月1 日
					介護用品まん てん	福祉用具シラ サギ	
福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防福祉用具貸 与 特定介護予防福祉用 具販売	株式会社 エネット 代表取締役 吉川 正男	球磨郡多良木町大字多良 木4249番地	清風ハートピア	球磨郡あさぎり 町免田西266 4-16	事業所所在地		令和7年(20 25年)10月 20日
					球磨郡あさぎ り町免田東1 718-11	球磨郡あさぎ り町免田西2 664-16	
居宅介護支援	社会医療法人 芳和会 理事長 横 豪英	熊本市中心区神水一丁目 14番41号	在宅総合ケアセン ター鶴立	水俣市桜井町二 丁目2番4号	事業所所在地		令和8年(20 26年)4月1 日
					水俣市桜井町 二丁目2番1 4号	水俣市桜井町 二丁目2番4 号	
訪問型サービス	社会医療法人 芳和会 理事長 横 豪英	熊本市中心区神水一丁目 14番41号	ヘルパースデューシ ョン鶴立	水俣市桜井町二 丁目2番4号	事業所所在地		令和8年(20 26年)4月1 日
					水俣市桜井町 二丁目2番1 4号	水俣市桜井町 二丁目2番4 号	

熊本県告示第571号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項及び第6項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和8年（2026年）7月31日

熊本県知事 木村 敬

指定介護機関廃止

事業の種類	事業者の名称及び開設者	主たる事務所の所在地	事業所名称	事業所所在地	廃止年月日
訪問介護	株式会社ヒューマンケア プロッサムズ 代表取締役 橋部 昌浩	熊本市東区若葉一丁目33 番16号	プロッサムやつしろ	八代市郡築四番町101 -4	令和8年（2026 年）1月31日
通所介護 介護予防通所介護	株式会社ヒューマンケア プロッサムズ 代表取締役 橋部 昌浩	熊本市東区若葉一丁目33 番16号	デイサービスプロッ サム	八代市郡築四番町47番 2号	令和8年（2026 年）1月31日
訪問看護 介護予防訪問看護	株式会社HLC 代表取締役 上佐 正幸	合志市豊岡2527番地4 25	訪問看護ステーショ ン feel hea rt	菊池郡菊陽町光の森4- 12-3	令和8年（2026 年）3月31日
居宅介護支援	社会福祉法人天草市社会福祉 協議会 会長 馬場 昭治	天草市五和町御領2943 番地	天草市社協介護サ ポートセンター新和	天草市新和町小宮地66 9番地1	令和8年（2026 年）5月31日
訪問看護 介護予防訪問看護	医療法人社団 仁水会 理事長 清水 寛	宇城市松橋町久具323番 地1	宇城総合訪問看護セ ンター	宇城市松橋町大字曲野字 長谷川3475番地4	令和8年（2026 年）6月30日

熊本県告示第572号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び

特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定介護機関から事業の休止の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和8年（2026年）7月31日

熊本県知事 木 村 敬

指定介護機関休止

事業の種類	事業者の名称及び開設者	主たる事務所の所在地	事業所名称	事業所所在地	休止年月日
居宅介護支援	田方福祉株式会社 代表取締役 田方 小百合	八代市通町8番30号	かがやき園居宅介護支援事業所	八代市通町8番30号	令和8年（2026年）2月28日
通所リハビリテーション	社会医療法人芳和会 理事長 積 豪英	熊本市神水1-14-41	神経内科リハビリテーション協立クリニック	水俣市桜井町2-2-28	令和8年（2026年）3月31日

熊本県告示第573号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

令和8年（2026年）7月31日

熊本県知事 木 村 敬

（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定更新年月日
ごとう脳神経外科・痛みのクリニック 八代市松江城町6番地31 1階	令和8年（2026年）8月1日
いくら調剤薬局 玉名市伊倉北方278番4号	令和8年（2026年）8月1日
楓の木調剤薬局 八代市本町一丁目1番1号 高橋ビル1F	令和8年（2026年）8月1日
オレンジ薬局 おあま店 玉名市天水町小天6987番地の1号	令和8年（2026年）8月1日
ハッピー薬局 荒尾店 荒尾市荒尾4160番地255	令和8年（2026年）8月1日

熊本県告示第574号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定に基づき農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を交付した旨の通報を受けたので、同条第2項の規定により公示する。

令和8年（2026年）7月31日

熊本県知事 木 村 敬

別記様式第1号

(注) 1 検査成績欄には、特級、1級、2級、級外又は不合格の別を記載すること。また、不合格の場合は、その理由を付記すること。

2 前年使用状況欄について

③ 前年1月1日より12月31日までの間における

ア 推付けの実績延滞数

イ 家畜人工授精用精液の生産本数(及び払出本数)をそれぞれ区分して記入すること。

② 初めて独立行政法人家畜改良センターの種畜検査を受けたものについては、「新種」と記入すること。

③ 前年に地方の臨時検査を受けているものについては、「新種」と記載するとともに③についても併記すること。

3 所有者の区分欄には、独立行政法人有(貸付の場合は貸付と記載)、都道府県有、市町村有、農協(同連合会、協同、畜協等を含む)、有、団体(一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人)有、個人有、その他の別を記載すること。

4 飼養者の住所は、都市区町村名を記載すること。

種 畜 検 査 名 簿

種 畜 証明書 番 号	検 査 月 日	名 前 (登録・登記番号)	品 種	生年月日 体 高	毛 色	産 地	血 統	検 査 成 績	前 供 状	年 用 況	所有者 の区分	飼養者の住所氏名
					特 徴		父 母					
11351057484	5月27日	春山重 (日あ繁殖 224)	褐毛和種	H28.4.18	褐	熊本県 阿蘇郡 高森町	春山都	1級	ア20	県有		阿蘇市黒川240番地 株式会社 中島牧場
				148.6 cm	1351057484		よしひめ☆					
11349054167	5月27日	春幸 (日あ繁殖 241)	褐毛和種	R1.7.25	褐	熊本県 玉名市	春山栄	1級	ア24	その他		阿蘇市黒川240番地 株式会社 中島牧場
				145.4 cm	1349054167		たどく1					
21901170004	5月27日	復裕 (日馬繁 01S 02798)	ベルシュロン種	H29.3.14	芦	北海道 河東郡 音更町	輝福	2級	ア14	独立行政 法人有 (貸付)		阿蘇市黒川240番地 株式会社 中島牧場
					乱流星、珠目正、波分、浪門、沙流上、左股す烙印		抜悦					
22501330006	5月27日	晒光 (日馬繁 01S 03046)	ブルトン種	R4.4.22	栗	北海道 河東郡 音更町	ファビュラー	2級	ア0	独立行政 法人有 (貸付)		阿蘇市黒川240番地 株式会社 中島牧場
					星、鼻梁刺毛鼻梁白鼻大白上唇白、珠目下、波分長、沙流上、後二長白		月桂					
11398176063	5月27日	晴重丸 (日あ繁殖 000214)	褐毛和種	H26.8.12	褐	熊本県 阿蘇市	光晴重	1級	ア50	県有		阿蘇市狩尾1836 農事組合法人 狩尾牧場
				146.0 cm	1398176063		しげさかえ					

11577670559	5月27日	隆波泉 (日あ繁殖 000258)	褐毛和種	H30.7.13	褐	熊本県 下益城郡 美里町	隆光重	1級	ア23	県有		阿蘇市狩尾1836 農事組合法人 狩尾牧場
				155.6 cm	1577670559		もも☆☆					
22443040001	5月28日	権迦 (日馬繁 01S 02869)	ブルトン種	H28.3.14	栗	北海道 河東郡 音更町	ウルマ ドュ スーケン	2級	ア4	その他		上益城郡御船町大字高木宇田野2095-4 (株)駒城
					大流星鼻梁鼻白、珠目正、波分、沙流上、四細長白、左股す烙印		釈粋					
22443040002	5月28日	勇梅 (日馬繁 43S 00182)	日本純系種	R2.4.21	青	北海道 南陽郡 南陽町	ウメノタイショウ	2級	ア12	その他		上益城郡御船町大字高木宇田野2095-4 (株)駒城
					流星、珠目正、波分長、沙流上、右前後三白		ヒカルアサヒ					
22443040003	5月28日	クリスタルヒート (日馬繁 43S 00190)	日本純系種	R3.4.13	鹿	北海道 中川郡 美深町	カインゲキ	2級	ア12	その他		上益城郡御船町大字高木宇田野2095-4 (株)駒城
					星、珠目上、頬辻、吭欄二、波分長、浪門、沙流上		フジノユキヒメ					
22643040001	5月28日	行蔵 (日馬血 30501 0376)	日本純系種	R5.6.5	鹿	北海道 釧路郡 訓子府町	レットダイヤ	2級	新願 ア0	その他		上益城郡御船町大字高木宇田野2095-4 (株)駒城
					星、珠目正、吭欄右、波分長、沙流上		ミュリーナー					

22643040003	5月28日	洗禄 (日馬血 22801 0649)	日本純系種	H28.3.26	栗	北海道 釧路市	コウリュウオーザ	2級	新願 ア0	その他		上益城郡御船町大字高木宇田野2095-4 (株)駒城
					流星鼻梁鼻白断上唇白、珠目二、右双門、左唇上、左背正、左後長白、右後細長白		朱太桜					
22343030001	5月28日	游元 (日馬繁 43S 00181)	ベルシュロン種	R2.2.26	青	熊本県 熊本市	遊温	2級	ア4	その他		熊本市中央区本荘2丁目12-10 有限会社 宮村牧場
					大流星鼻梁小白断鼻小白断上唇小白、珠目正、波分、沙流上、右前一白		紗耶					
22143030002	5月28日	偉琉馬 (日馬繁 43S 00170)	日本純系種	H30.10.8	芦	熊本県 熊本市	イワキ	2級	ア10	その他		熊本市中央区本荘2丁目12-10 有限会社 宮村牧場
					星、珠目正、吭欄二、波分長、浪門、沙流上		雪花					
22101150002	5月28日	梢崎 (日馬繁 01S 02894)	ブルトン種	H31.3.10	栗	北海道 河東郡 音更町	ウルマ ドュ スーケン	2級	ア12	独立行政 法人有 (貸付)		熊本市中央区本荘2丁目12-10 有限会社 宮村牧場
					星、鼻梁鼻梁鼻白断上唇小白、珠目正、右頸中、波分長、左沙流上、右前一白、後二長白、左股烙印		登章					
22401330004	5月28日	伏南 (日馬繁 01S 03020)	ベルシュロン種	R4.4.19	芦	北海道 河東郡 音更町	徒作	2級	ア6	独立行政 法人有 (貸付)		熊本市中央区本荘2丁目12-10 有限会社 宮村牧場
					流星鼻梁鼻大白鼻白、下唇小白、珠目正、波分二長、浪門二、左蹄端、右芭蕉上		ハワイ デ フォルジュ					

22343030002	5月28日	ファルハーンニセイ (日経繁 00022)	アラブ種	H15.5.12	芦 流星鼻梁鼻白断上唇白下唇小白、珠目上、髪中、右頭中、前二白	北海道河西部芽室町	デザートショット イブニングアライトノロク	1級	ア0	個人有	熊本市中央区本荘2丁目12-2 宮村 美賀子
22543090001	5月28日	得心 (日馬繁 43S 00193)	日本純系種	R4.2.11	栗 大流星鼻梁鼻大白上唇白、珠目正、浪門、左後細長白	熊本県熊本市	得雄 シンタツ姫	2級	ア7	その他	熊本市中央区本荘2丁目12-10 有限会社 宮村牧場
22343030003	5月28日	優石 (日馬繁 43S 00180)	ベルシュロン種	R2.3.1	青 流星、鼻小白、珠目上、波分、浪門	熊本県熊本市	優悠 石征	2級	ア8	個人有	熊本市中央区本荘2丁目12-2 宮村 美賀子
22343030004	5月28日	モンティ (JAIRS繁 00030)	アラブ種	H25.4.23	芦 流星鼻梁鼻白断上唇小白、珠目上、右髪中二、左前後三白	熊本県熊本市	ファルハーンニセイ モンティニーク	2級	ア0	個人有	熊本市中央区本荘2丁目12-2 宮村 美賀子
22543090002	5月28日	琴丸 (日馬繁 43S 00194)	日本純系種	R4.3.18	青 額刺毛、珠目正、沙流上	熊本県熊本市	游温 等美	2級	ア6	個人有	熊本市中央区本荘2丁目12-2 宮村 美賀子
22443040004	5月28日	ツカサゴロウ (日馬繁 43S 00191)	日本純系種	R2.3.3	鹿 珠目二、噴揚右、波分長、右芭蕉上、右骨正、沙流上	北海道足寄郡陸別町	キタノドリーマー 夢桜	2級	ア3	個人有	阿蘇郡西原村鳥子301 岩本 隆彦 岩本 剛
22243030003	5月28日	芽維仁 (日馬繁 43S 00167)	日本純系種	H29.4.6	青 大流星鼻梁鼻大白上下唇大白、珠目正、波分、右前小白	北海道足寄郡陸別町	精梗 芽維	2級	ア6	個人有	阿蘇郡西原村鳥子301 岩本 隆彦 岩本 剛
22343030007	5月28日	ゴールデンサクラ (日馬繁 43S 00183)	日本純系種	H30.1.18	栗 大流星鼻梁鼻小白断鼻白断上唇白、珠目下、波分長、左双門	北海道足寄郡陸別町	キタノドリーマー 花姫	2級	ア4	個人有	阿蘇郡西原村鳥子301 岩本 隆彦 岩本 剛
22401330001	5月28日	朴麗 (日馬繁 01S 03017)	ブルトン種	R4.3.24	栗 流星環鼻梁鼻大白上唇白下唇大白、珠目正、波分、沙流上、左前右後二長白、右前左後二白	北海道河東郡音更町	ウルマデュ スーゲン フランシーヌ4	2級	ア1	独立行政法人有(貸付)	阿蘇郡西原村鳥子301 岩本 隆彦 岩本 剛
22543070002	5月28日	トカチイチバン (日馬繁 43S 00196)	日本純系種	H31.4.6	黒鹿 珠目正、波分長、浪門、燈端	北海道川上郡弟子屈町	モコトコマ ミドリユー	2級	ア4	個人有	阿蘇郡西原村鳥子301 岩本 隆彦 岩本 剛
22543070003	5月28日	イツカクセンキン (日馬繁 43S 00195)	日本純系種	R2.4.17	青 流星、珠目下、波分長、沙流上	北海道中川郡美深町	ヤマノミント ゴールデンガール	2級	ア4	個人有	阿蘇郡西原村鳥子301 岩本 隆彦 岩本 剛
22543070004	5月28日	礼月 (日馬血 30201 1029)	日本純系種	R2.6.19	芦 大流星環鼻梁鼻大白鼻白、珠目上、左髪中二、右頭中、波分	北海道釧路市	イサムフジ ツバサ	2級	ア4	個人有	阿蘇郡西原村鳥子301 岩本 隆彦 岩本 剛
22543070001	5月28日	翔福 (日馬血 30201 0069)	日本純系種	R2.3.29	青 流星、珠目正、波分長、沙流上、左前半白、後二白	北海道川上郡弟子屈町	ショーウンリキ ミラクルジョーカ	2級	ア4	個人有	熊本市西区上熊本2丁目2-2 4-203 岩本 孝太郎
22443040005	5月28日	イナサンセンブー (日馬繁 43S 00185)	日本純系種	R2.3.25	鹿 大流星鼻梁鼻白、下唇小白、珠目上、髪中、波分長、左双門、芭蕉上	北海道河東郡音更町	マルニセンブー エーマンウィン	2級	ア5	個人有	熊本市西区上熊本2丁目2-2 4-203 岩本 孝太郎

熊本県告示第575号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和8年（2026年）7月31日

熊本県知事 木 村 敬

	医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
医科	きくよう泌尿器科・内科	菊池郡菊陽町原水 1 1 6 6 - 1	令和 8 年（2 0 2 6 年） 5 月 3 1 日
医科	桑原医院	八代市敷川内町 1 2 0 2	令和 8 年（2 0 2 6 年） 5 月 3 1 日
歯科	福富歯科医院	玉名市高瀬 5 3 7	令和 8 年（2 0 2 6 年） 5 月 2 8 日
薬局	ほんど調剤薬局	天草市南新町 3 - 1	令和 8 年（2 0 2 6 年） 5 月 2 0 日

熊 本 県 告 示 第 5 7 6 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。
令和 8 年（2 0 2 6 年）7 月 3 1 日

熊 本 県 知 事 木 村 敬

	医療機関名称	医療機関所在地	変更事項		変更年月日
			旧	新	
医科	医療法人社団高島会 たかしまこどもクリニック	合志市幾久富 1 8 6 6 - 5 1 3	名称		令和 8 年（2 0 2 6 年） 6 月 1 日
			みやの小児科	医療法人社団高島会 たかしまこどもクリニック	

熊 本 県 告 示 第 5 7 7 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第 5 5 条の 3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。
令和 8 年（2 0 2 6 年）7 月 3 1 日

熊 本 県 知 事 木 村 敬

	医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
医科	きくよう泌尿器科・内科	菊池郡菊陽町原水 1 1 6 6 番地 1	令和 8 年（2 0 2 6 年） 6 月 1 日
歯科	徳治会歯科医院宇城	宇城市松橋町浦川内 2 9 5 - 1	令和 8 年（2 0 2 6 年） 5 月 1 6 日
訪問看護	訪問看護ステーション muk o and	上益城郡御船町木倉 1 8 8 - 1 ユーミースカイハイツ 2 0 2	令和 8 年（2 0 2 6 年） 5 月 2 9 日

訪問 看護	フォーシーズン訪問看護ステーション嘉島	上益城郡嘉島町鯉1845-1 ローズマリー101号室	令和8年(2026年) 6月15日
訪問 看護	かたーれ訪問看護ステーション大津	菊池郡大津町室1137-1セ ントラルOZU103号室	令和8年(2026年) 6月1日

公 告

熊本県公告第429号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和8年(2026年)7月31日

熊本県知事 木 村 敬

1 農用地利用集積等促進計画の概要

所有権の移転を受ける者		所有権の移転を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
迫田 一臣	人吉市	人吉市上原田町字牛塚字芭蕉淵235番

2 認可年月日

令和8年(2026年)7月21日

熊本県公告第430号

熊本県環境影響評価条例（平成12年熊本県条例第61号。以下「条例」という。）第21条第2項の規定により作成した環境影響評価書（以下「評価書」という。）について、条例第23条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年(2026年)7月31日

熊本県知事 木 村 敬

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称 熊本県
(2) 代表者の氏名 熊本県知事 木村 敬
(3) 主たる事務所の所在地 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

2 対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名称 長洲港土砂処分場整備事業
(2) 種類 公有水面の埋立
(3) 規模 埋立区域の面積 約28ha

3 事業実施想定区域の位置

熊本県玉名郡長洲町名石浜地先公有水面

4 関係地域の範囲

熊本県玉名郡長洲町内、熊本県玉名市内及び熊本県荒尾市内

5 評価書の縦覧及び公表の方法及び期間

- (1) 場所
ア 熊本県庁（行政棟本館1階情報プラザ）
イ 熊本県県北広域本部玉名地域振興局土木部工務課
ウ 長洲町役場（住民環境課）
エ 玉名市役所（環境整備課）
オ 荒尾市役所（環境保全課）
(2) 期間 令和8年(2026年)7月31日（金）から令和8年(2026年)8月31日（月）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
(3) 時間 午前8時30分から午後5時15分まで
(4) 電子縦覧 <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/177/109440.html>

熊本県公告第431号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により農林水産省九州農政局宇城農地整備事業所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年(2026年)7月31日

熊本県知事 木 村 敬

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（現地測量）	令和8年（2026年） 7月14日から 令和9年（2027年） 2月22日まで	宇城市小川町耕地地内

熊本県公告第432号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

令和8年（2026年）7月31日

熊本県知事 木 村 敬

登録番号	肥料の 種 類	肥料の 名 称	保証成分量 （％）	その他の 規 格	生産業者の氏名 又は名称及び住 所	有効期限
熊本県肥 第108 7号	炭酸カ ルシウ ム肥料	20． 0炭酸 苦土石 灰	アルカリ分 ：55．0 可溶性苦土 ：20．0	その他の制限事 項は、公定規格 のとおり。	安田石灰工業株 式会社 熊本県八代市花 園町9番地14	令和14年 （2032 年）6月2 6日

熊本県公告第433号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により玉名市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年（2026年）7月31日

熊本県知事 木 村 敬

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（空中写真撮 影）	令和8年（2026年） 10月1日から 令和9年（2027年） 3月31日まで	玉名市・荒尾市・玉東 町・南関町・長洲町・和 水町（全域）

熊本県公告第434号

八代郡氷川町に事務所を置く氷川土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により公告する。

令和8年（2026年）7月31日

熊本県知事 木 村 敬

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	濱田 弘人	八代郡氷川町鹿島95番地

熊本県公告第435号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定によりこの旨を公告する。

令和8年（2026年）7月31日

熊本県知事 木 村 敬

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施 設	県営馬場楠井手 地区	平成25年（2 013年）9月 20日	令和8年（20 26年）6月2 5日	熊本県

熊本県公告第436号

熊本県環境影響評価条例（平成12年熊本県条例第61号）第19条第1項の規定により公聴会を開催するので、熊本県環境影響評価条例施行規則（平成12年熊本県規則第56号）第23条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和8年（2026年）7月31日

熊本県知事 木 村 敬

1 事業者の氏名及び住所

- (1) 氏名 熊本県 代表者 熊本県知事 木村 敬
(2) 住所 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

2 対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名称（仮称）都市高速鉄道阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備事業
(2) 種類 鉄道
(3) 規模 延長 約7.0km

3 対象事業実施区域の位置

JR豊肥本線肥後大津駅から阿蘇くまもと空港間に係る区域

4 公聴会の開催を予定する日時及び場所

- (1) 日時 令和8年（2026年）9月9日（水）午後2時から午後7時まで
令和8年（2026年）9月10日（木）午後2時から午後7時まで
場所 大津町町民交流施設（オークスプラザ）
（菊池郡大津町大津1220-1）
(2) 日時 令和8年（2026年）9月11日（金）午後2時から午後7時まで
場所 菊陽町中央公民館（菊池郡菊陽町大字久保田2598）
(3) 日時 令和8年（2026年）9月14日（月）午後2時から午後7時まで
場所 生涯学習センター山河の館（阿蘇郡西原村大字小森3256）
(4) 日時 令和8年（2026年）9月15日（火）午後2時から午後7時まで
場所 益城町役場 会議室2-1・2・3（上益城郡益城町大字宮園702）

5 公聴会において意見を聴こうとする事項

「（仮称）都市高速鉄道阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備事業に係る環境影響評価準備書」に係る環境の保全の見地からの意見

6 公述の申出に関する事項

公聴会において意見を述べようとする者（以下「公述人」という。）は、令和8年（2026年）8月31日（月）まで（必着）に、郵送、ファクシミリ、電子メール又は電子申請のいずれかにより次に掲げる事項を記載（別紙様式を参照のこと。）し、公述を申し出るものとする。

- (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに公述人の氏名及び職名。氏名又は名称には振り仮名を付けること。）
(2) 連絡先の電話番号
(3) 電子メールアドレス（電子メール又は電子申請により申し出る場合）
(4) 対象事業の名称
(5) 公述を希望する会場
(6) 公述記録の公表の希望の有無
(7) 公述の方法
(8) 環境の保全の見地からの意見の要旨（日本語により、意見の理由を含めて記載すること。）

7 公述の申出先

- (1) 郵送
〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県環境生活部環境局環境保全課環境審査班
封筒に「公述申出書在中」と朱書すること。
(2) ファクシミリ
096-387-7612
(3) 電子メール
kankyohozen@pref.kumamoto.lg.jp
(4) 電子申請
<https://logoform.jp/form/x4b6/1671665>

8 公述に関する注意事項

- (1) 公述は、複数の会場での開催を予定している。
(2) 公聴会の会場及び時間について、公述人が多数の場合は変更する場合がある。（その場合において、あらかじめ公述人に通知する。）
(3) 公述時間（公述人が意見を述べる時間）については、一人につき10分程度を予定している。（公述人が多数あるときその他公聴会の目的を達成するために必要と認めるときは、公述時間を定めるものとし、あらかじめ公述人に通知する。）
(4) 公述人は、日本語により陳述するものとする。
(5) 議長は、公述人が健康上の理由その他のやむを得ない理由により自ら陳述できないときは、意見の要旨を県の職員に読み上げさせるものとする。
(6) 公聴会において発言できる者は、公述人に限るものとし、その発言は、前記5の範囲を超えてはならない。

(7) 公聴会において、対象事業の内容や準備書について県又は事業者からの説明・質疑応答は行わない。

9 傍聴について

傍聴を希望する者は、公聴会の開始予定時刻までに、開催会場において受付の上、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。この場合において、入場は受付順とする。なお、開催場所の駐車場に限りがあるため、できるだけ公共交通機関を利用すること。

10 開催の中止等について

前記6の公述の申出がない場合は、開催を中止する。

11 問合せ先

熊本県環境生活部環境局環境保全課環境審査班

電話番号 096-333-2268

別紙様式

公 述 申 出 書

公聴会において環境保全の見地からの意見を述べたいので、熊本県環境影響評価条例施行規則第 2 4 条第 1 項の規定により、次のとおり申し出ます。

令和 年 月 日

熊本県知事 木村 敬 様

1 公述申出者

住 所

ふりがな

氏 名 電話番号

電子メールアドレス(電子申請及び電子メール申請の場合のみ記載)

※公述申出者の住所、氏名、ふりがな、連絡先は、事前に開催時間等をお知らせするために必要ですので、必ず記載してください。法人等の団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに公聴会において意見を述べようとする方の氏名及び職名を記載してください。

※記載いただいた情報は、公聴会の開催のためにのみ使用します。公聴会では公述番号でお呼びしますので、他の公述人や傍聴人等に明らかにするものではありません。

2 対象事業の名称 「(仮称)都市高速鉄道阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備事業」

3 公述を希望する会場・日時

公述を希望する会場及び日時を2つ選んでいただき、希望順位「1」及び「2」を下表の欄に記入してください。

日付 (会場)	9月9日 (大津町)	9月10日 (大津町)	9月11日 (菊陽町)	9月14日 (西原村)	9月15日 (益城町)
時間	14:00～ 17:00	14:00～ 17:00	14:00～ 17:00	14:00～ 17:00	14:00～ 17:00
	17:00～ 19:00	17:00～ 19:00	17:00～ 19:00	17:00～ 19:00	17:00～ 19:00

※公述していただく会場は御一人様につき一つの会場及び時間帯に限らせていただきます。

※公聴会は、複数会場での開催を予定しています。なお、公述人数の状況に応じて、会場及び開催時間を変更する場合があります。

4 公述記録の公表について

令和7年4月以降、県では本公聴会の公述人の方の意向に応じ、公述いただいた意見を記載した公述の記録を県ホームページに掲載しています。

あなたの公述記録を県ホームページに掲載することを希望しますか。

下表のどちらかに「○」を記入してください。

希望する		希望しない	
------	--	-------	--

※掲載時は、熊本県情報公開条例第7条各号に該当する公述人の氏名、公述内容における個人情報や希少な動植物の生息場所等に該当する部分は非公開とします。

5 公述の方法① いずれかに○を付けてください。

() 会場で公述

※公述時間は一人10分程度を予定

() 県の職員による要旨の代読

【理由】

例：通院のため、家族の介護のため

※公聴会は、原則として「会場で公述」していただくものですが、健康上の理由その他の理由により自ら陳述できない場合は、意見の要旨を県の職員が読み上げることができます。

6 公述の方法②

会場で公述を希望する場合は、公述方法について下表のいずれかに「○」を記入してください。

口頭のみ		プロジェクター使用※ (パソコンは公述人持参)		説明資料を 会場内で掲示※	
------	--	----------------------------	--	------------------	--

※1 プロジェクター使用又は説明資料掲示を行う場合は、そのデータ等を開催2日前（休日の場合はそれ以前の平日）までに県環境保全課へ提出してください。

また、説明スライド(パワーポイント等)や説明資料(模造紙等に記載したもの)は、公述する環境保全の見地からの意見に係るものに限り使用することができます。

公述にあたり、その他必要なことがあれば事務局へ事前に連絡をお願いします。

※2 プロジェクターを使用される場合は、御自身のパソコンを持参してください。プロジェクター、HDMI ケーブル、電源は県環境保全課で準備します。

公述にあたり、その他必要なことがあれば県環境保全課へ事前に連絡をお願いします。

7 意見の要旨 次のページに御記載ください。

- ・準備書に係る環境保全の見地からの意見について、項目ごとにその理由も含め、具体的に整理して、記載してください。
- ・公聴会は説明会ではありません。県や事業者から説明や質疑応答、御意見に対する回答は行いません。

提出期限 令和8年(2026年)8月31日(月) 必着

意見の要旨

※記載欄が不足する場合は、適宜、欄や用紙を追加してください。

熊本県公告第437号
次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定によりこの旨を公告する。
令和8年（2026年）7月31日

熊本県知事 木 村 敬

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農用地及び土地改良施設の災害復旧	県営芦北地区	令和3年（2021年）3月12日	令和8年（2026年）7月7日	熊本県

熊本県公告第438号
建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
令和8年（2026年）7月31日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 築造者の住所 熊本市中央区水前寺二丁目1番28号
- 2 築造者の氏名 株式会社タウン開発
- 3 道路の位置 山鹿市山鹿字永田797番2の一部、同797番4の一部、同800番1及び同800番2
- 4 道路の幅員 4.00メートルから5.41メートルまで
- 5 道路の延長 92.60メートル
- 6 指定年月日 令和8年（2026年）7月21日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建第63号

熊本県公告第439号
測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により熊本県県南広域本部球磨地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。
令和8年（2026年）7月31日

熊本県知事 木 村 敬

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（路線測量）	令和8年（2026年）8月19日から 令和9年（2027年）1月28日まで	相良村川辺

熊本県公告第440号
測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により熊本県県北広域本部玉名地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。
令和8年（2026年）7月31日

熊本県知事 木 村 敬

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量 県営上長田地区中山間地域総合整備事業確定測量	令和8年（2026年）5月28日から 令和9年（2027年）1月22日まで	玉名郡南関町上長田地内

登録依頼

鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第1号
令和8年度（2026年度）鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。
令和8年（2026年）7月31日

鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

- 1 開催日時
令和8年(2026年)8月19日(水)午後1時30分から1時間程度
- 2 開催場所
熊本県鹿本総合庁舎3階 大会議室(山鹿市山鹿1026-3)
- 3 議題(予定)
 - (1) 審議事項: 救急告示病院「更新申出審議」※非公開
 - (2) 協議事項
第8次熊本県保健医療計画〔鹿本保健医療圏〕の「救急医療」について
※非公開
 - (3) 報告事項
 - ①第8次熊本県保健医療計画〔鹿本保健医療圏〕の「健康危機管理に関する体制」及び「災害医療」について
 - ②その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
山鹿市山鹿1026-3
熊本県鹿本地域保健医療推進協議会事務局(熊本県山鹿保健所総務福祉課内)
(電話0968-44-4121) 午前8時30分から午後5時まで
※議題(予定)の(1)と(2)については、県情報公開条例第7条に規定する、「特定の個人を識別することができるもの」及び「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるものと認められる情報」が含まれているため、非公開とする。